

V 生活保護費負担金について

1 平成21年度補正予算案について

- 保護費負担金については、直近の被保護人員の伸び等を踏まえ、平成21年度当初予算においては、2兆585億円を計上したところである。

しかし、最近の厳しい雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は、平成20年に入ってから上向き気味となり、7月以降は更なる増加傾向が見られた。

平成20年11月から平成21年1月の保護率については、0.1%づつ増加している。

※平成21年1月の被保護人員の伸び率は、対前年同月比で104.0%

※平成20年11月 12.5%、12月 12.6% 平成21年1月 12.7%

- また、「Ⅲ 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について」のとおり、被保護世帯の子どもに対する教育支援として、子どもの学習支援のための給付（仮称）を創設することとしている。
- これらを踏まえ、平成21年度補正予算案においては、当初予算に654億円を追加計上しているところである。

○ 平成21年度予算の状況

	21年度当初予算額	21年度補正後 予算額（案）	増額
保護費負担金	2兆585億円	2兆1,239億円	654億円

VI 実施体制の強化について

1 現業員等の配置の拡充について

- 現下の雇用失業情勢の中、増加している相談者や被保護者に対して適正な保護の実施等を行うためには、適切な職員配置による実施体制の強化が重要である。
- 厚生労働省では、保護の実施機関における必要な職員の確保を図るため、平成21年度の普通交付税の算定について、被保護世帯数から配置すべき標準を示した社会福祉法に基づく職員配置数とするよう要望したところである。その結果、平成21年度から、標準的な条件を備えた町村部人口20万人の道府県につき1名分、市部人口10万人の市につき2名分の増員が認められたところである。
- 各都道府県等におかれては、保護の実施機関において、現業員の配置に当たって地域の実情に即したものとするよう十分配慮されたい。

2 自立支援のための専門職員の配置の促進について

- 生活保護制度において、自立の助長は最低生活の保障とともに制度の目的である。
- このため、生活保護制度では、保護の実施機関において、被保護世帯の自立を助長するため、自立支援プログラムを策定・実施し、日常生活を送るための支援、就労のための支援、母子世帯に対する自立支援等を実施しているところである。そのために必要な専門職員の配置については、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の対象としているところであるので、より積極的な活用を図られたい。

- 今般、平成21年度補正予算案において、生活保護制度における子どもの健全育成のための支援として、福祉事務所に専門相談員を配置し、生活保護世帯の子どもの日常生活習慣の指導や進学相談を行う事業を新たにセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象事業としているところである。
- さらに、平成21年度当初予算において制度化した「就労意欲喚起等支援事業」について事業計画を見直し、すべての対象者について本年度から実施できるように、事業に必要な所要額を追加計上しているため、積極的に事業に取り組まれない。

3 「生活保護制度円滑実施支援事業」の活用について

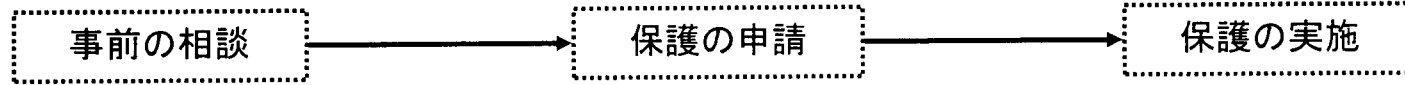
- 最近の雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は増加傾向を示しているが、これに伴う福祉事務所の生活保護関係の事務量の増加に対応するため、内閣府の「雇用促進創出事業」(平成20年度第2次補正予算：基金事業)において、生活保護関係事務を補助する非常勤職員の雇い上げ事業を対象事業の一つとしているところである。
- 各都道府県等におかれては、保護の実施機関の状況を踏まえ、当該基金事業の積極的な活用に努めていただきたい。

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



・生活保護制度の説明

・生活福祉資金、障害者施策等
各種の社会保障施策活用の
可否の検討

・預貯金、保険、不動産等の資産調査

・扶養義務者による扶養の可否の調査
・年金等の社会保障給付、就労収入等
の調査

・就労の可能性の調査

・最低生活費から収入を引いた額を支給

・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査

・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に
課税台帳との照合を実施

・就労の可能性のある者への就労指導

【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)、(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 1,062億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づき交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、特別対策事業を実施するため都道府県に基金を造成する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する障害者支援施設、児童養護施設、救護施設 等

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設で消防法施行令の改正に伴い設置が義務づけられた障害者支援施設(主として障害の程度が重い者が入所する施設)、知的障害児施設、乳児院、救護施設等及び設置義務はないが自力避難困難者がいる共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム) 等

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

- ・ 融資率の拡大(90%)
- ・ 当初5年間の利率の引き下げ(財投▲0.5%) 等

社会福祉施設等設備整備費補助金の概要

1 目的

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、社会福祉施設等の生活に必要な不可欠な地震・火災などの緊急情報が得られるよう、地上デジタル放送を視聴できる環境を整備し、もって、社会福祉施設等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 事業内容

地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる設備を補助するものである。

3 予算額 平成21年度補正予算額（案） 113億円

4 対象施設

入所・通所系の社会福祉施設（保護施設等、障害関連施設、老人関連施設、児童関連施設）
※ただし、公立施設を除く。

5 補助対象

デジタルテレビ、デジタルチューナー、アンテナ工事費

6 補助率

国 1/2 設置者 1/2

平成21年度補正予算案による福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: (1)205億円(下記①～④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2)セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業



今回の「経済危機対策」における対応

平成21年度1次補正予算案において実施

福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

キャリア形成訪問指導事業

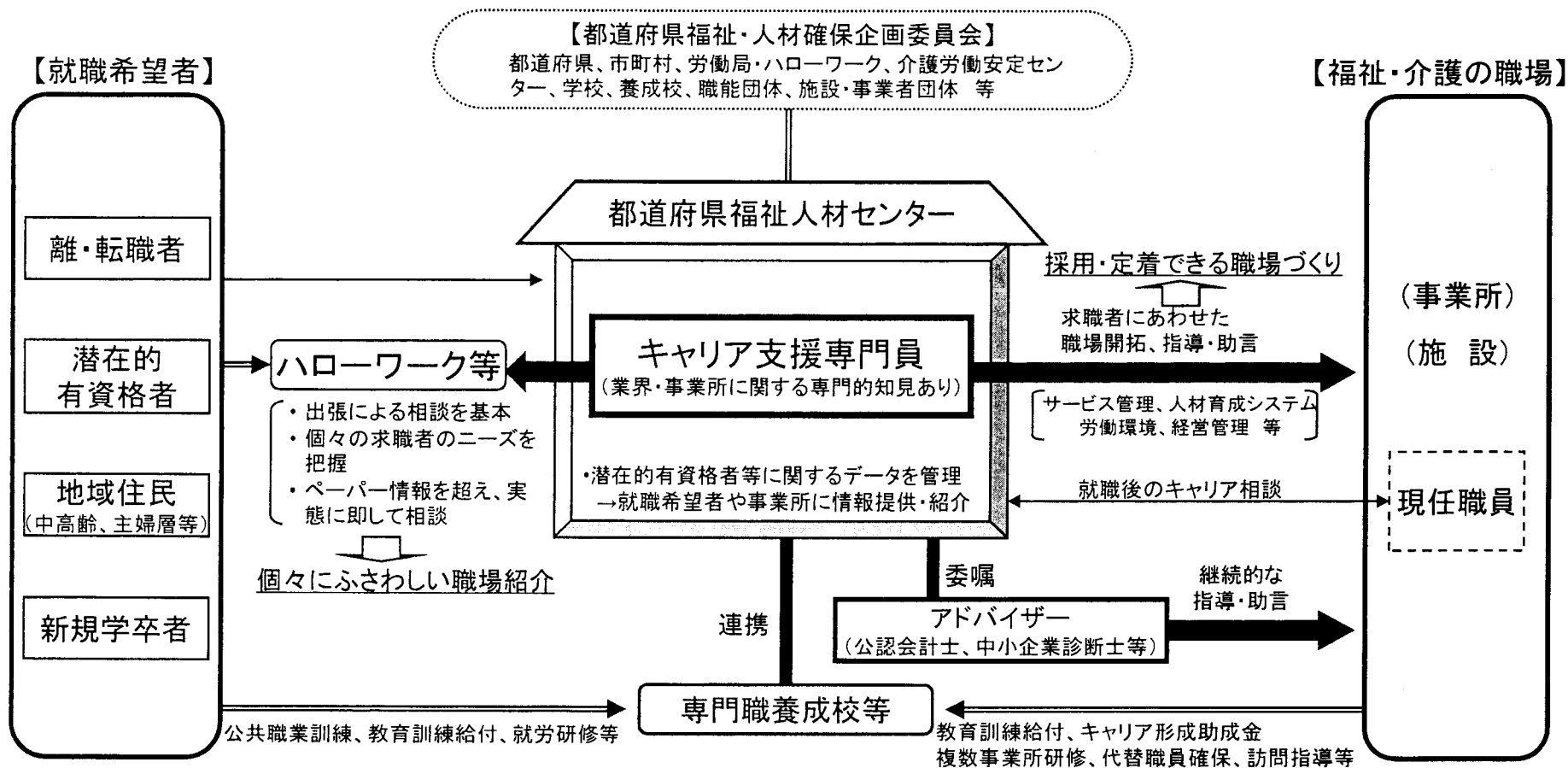
事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 要求額: 98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 実施主体: 都道府県

1 福祉・介護人材マッチング支援事業

68億円

- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



2 キャリア形成訪問指導事業

30億円

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

